

大丸松坂屋カード〈ゴールド〉（大丸・松坂屋専用カード）会員規約

変更前	変更後
<p>第4条(届出事項の変更) 1. 本会員の住所・氏名・支払口座・電話番号・メールアドレス・勤務先・年収および家族会員の届出事項に変更があった場合は、遅滞なく当社所定の方法により届出するものとします。また、届出がない場合には、当社はカードの利用を停止することがあります。</p>	<p>第4条(届出事項の変更) 1. 本会員の住所・氏名・支払口座・電話番号・メールアドレス・勤務先・勤務先電話番号・国籍・在留資格・在留期間・年収および家族会員の届出事項ならびに「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」)に基づき当社に届け出た事項(取引目的等を含みます)等の届出事項に変更があった場合は、遅滞なく当社所定の方法により届出するものとします。また、届け出がない場合には、当社はカードの利用を停止することがあります。 当社は、日本国籍を保有せず本邦に居住している顧客に対し、国籍、在留資格、在留期間の届け出を求めることがあり、当該顧客は届け出に依るものとします。</p>
<p>第6条(カードの貸与と取扱い) 2. 会員は、カードを貸与されたとき、直ちに当該カードの裏面署名欄に自署し、自署した会員本人以外は利用できないものとし、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を利用し管理するものとします。</p>	<p>第6条(カードの貸与と取扱い) 2. 会員は、カードを貸与されたとき、直ちに当該カードの裏面署名欄に自署するものとします(カードに署名欄がある場合に限る)。カード券面上に印字された会員本人以外はカードを利用できないものとし、会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を利用し管理するものとします。</p>
<p>第10条(カードの利用枠) 3. キャッシング利用枠、うちキャッシングリボの利用枠、うち海外キャッシングサービスの利用枠については、貸金業法に定める所定の書面の提出がないときには、減額されることがあります。</p>	<p>第10条(カードの利用枠) 3. キャッシング利用枠のうち、キャッシングリボの利用枠については、貸金業法に定める所定の書面の提出がないときには、減額することがあります。</p>
<p>第15条(カード利用の一時停止) 6. 当社は、カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があると判断した場合、会員への事前の通知なしにカードの利用停止措置をとることができるものとします。 7. 当社は、会員の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員に回答を求めた場合で、会員から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p>	<p>第15条(カード利用の一時停止) 6. 当社は、「犯罪収益移転防止法」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。 7. 当社は、カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があると判断した場合、会員への事前の通知なしにカードの利用停止措置をとることができるものとします。 8. 当社は、会員の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員に回答を求めた場合で、会員から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p>
<p>第22条(会員資格の取消し) 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社が会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消すことができるものとします。 ① 申込みに際し虚偽の申告をした場合 ② カード利用代金等、当社に対する債務の履行を怠った場合 ③ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当もしくは不審があると当社が判断した場合 ④ カード発行後2カ月以内に支払口座の設定手続きが完了しない場合 ⑤ 会員が死亡したことを当社が知ったとき ⑥ 本規約のいずれかに違反した場合 ⑦ 本会員の信用状況が悪化したとき ⑧ 会員が、自らまたは第三者を利用して、次のアからオまでのいずれかに該当する行為をした場合 ア、暴力的な要求行為 イ、法的な責任を超えた不当な要求行為 ウ、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 エ、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 オ、その他前記アからエに準ずる行為 ⑨ 当社または当社委託先または当社加盟店、当社グループ会社の従業員等(派遣社員を含む)に対し、次のアからオに掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む) ア、暴力、威嚇、脅迫、強要等 イ、暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他他人格を攻撃する言動 ウ、人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 エ、長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ オ、金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p>	<p>第22条(会員資格の取消し) 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社が会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消すことができるものとします。 ① 申込みに際し虚偽の申告をした場合 ② カード利用代金等、当社に対する債務の履行を怠った場合 ③ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当もしくは不審があると当社が判断した場合 ④ カード発行後2カ月以内に支払口座の設定手続きが完了しない場合 ⑤ 会員が死亡したことを当社が知ったとき ⑥ 本規約のいずれかに違反した場合 ⑦ 本会員の信用状況が悪化したとき ⑧ 会員が、自らまたは第三者を利用して、次のアからオまでのいずれかに該当する行為をした場合 ア、暴力的な要求行為 イ、法的な責任を超えた不当な要求行為 ウ、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 エ、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 オ、その他前記アからエに準ずる行為 ⑨ 当社または当社委託先または当社加盟店、当社グループ会社の従業員等(派遣社員を含む)に対し、次のアからオに掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む) ア、暴力、威嚇、脅迫、強要等 イ、暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他他人格を攻撃する言動 ウ、人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 エ、長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ オ、金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等 ⑩ 会員に対し第15条第6項もしくは第8項の調査等が完了しない場</p>

⑩ その他当社が会員として不適格と判断した場合

合、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合または会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合

⑩ その他当社が会員として不適格と判断した場合

第29条(カードショッピングの利用方法)

1. 利用可能な加盟店

会員は、当社と契約した加盟店(以下「加盟店」といいます)においてカードを利用することができます。

第29条(カードショッピングの利用方法)

1. 利用可能な加盟店

会員は、当社が**定めた**加盟店(以下「加盟店」といいます)においてカードを利用することができます。

第30条(債権譲渡の承諾等)

1. 会員は、カード利用による取引の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、以下の各号をあらかじめ承諾するものとします。

① 当社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当社に債権譲渡すること、または当社が当該加盟店に立替払いすること。この場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります。

② 提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡し、または提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。

③ 当社が必要と認めたとき、会員に対する債権を必要に応じて取引金融機関ないしその関連会社に譲渡し、または譲渡した債権を再び譲り受けること。

2. 会員は、本条1項各号に規定する債権譲渡について、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて譲渡債権に関して譲渡人に対して有する一切の抗弁を放棄し、これを譲受人に対して主張しないものとします。

3. カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店と取引した後に加盟店との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。

4. 会員は、カード利用にかかわる債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。

第30条(立替払い、債権譲渡の承諾等)

1. 会員は、カード利用による取引の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、以下の各号をあらかじめ承諾するものとします。

① 当社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当社に債権譲渡すること、または当社が当該加盟店に立替払いすること。この場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります。

② 提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡し、または提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。

③ 当社が必要と認めたとき、会員に対する債権を必要に応じて取引金融機関ないしその関連会社に譲渡し、または譲渡した債権を再び譲り受けること。

2. 会員は、本条第1項各号に規定する債権譲渡について、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて譲渡債権に関して譲渡人に対して有する一切の抗弁を放棄し、これを譲受人に対して主張しないものとします。

3. カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店と取引した後に加盟店との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。

4. 会員は、カード利用にかかわる債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。

第32条(リボルビング払い)

2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金(毎月支払額)の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額(一般カードの場合は5千円または1万円以上1万円単位、ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位)。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額)または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未請求残高に応じて本条4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額もしくは減額できるものとします。

カード種類	弁済金の元金 初期設定額	弁済金の元金 変更設定額
一般	5千円	5千円または1万円以上 1万円単位
ゴールド	1万円	1万円以上1万円単位

4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未請求残高に対し、当社所定の手数料率(一般カードは実質年率15.0%、ゴールドカードは実質年率12.0%)により1年を365日(閏年は年366日)として日割計算した金額を1カ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。翌月一括払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの各支払期日の締切日にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとします。

第32条(リボルビング払い)

2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金(毎月支払額)の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額(5千円または1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額)または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未請求残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額もしくは減額できるものとします。

カード種類	弁済金の元金 初期設定額	弁済金の元金 変更設定額
一般	5千円	5千円または1万円以上 1万円単位

4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未請求残高に対し、当社所定の手数料率(一般カード 実質年率15.0%)により1年を365日(閏年は年366日)として日割計算した金額を1カ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。翌月一括払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの各支払期日の締切日にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとします。

第33条(回数指定分割払い)

1. 回数指定分割払いは次の方法で指定するものとします。

① カード利用の都度、回数指定分割払いを指定する方法。

② 「あとから分割」:カード利用の際に翌月一括払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定した後に当該代金(2回払いは利用額の全額)を回数指定分割払いに変更する方法。この方法

第33条(回数指定分割払い)

1. 回数指定分割払いは次の方法で指定するものとします。

① カード利用の都度、回数指定分割払いを指定する方法。

② 「あとから分割」:カード利用の際に翌月一括払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定した後に当該代金(2回払いは利用額の全額)を回数指定分割払いに変更する方法。この方法

<p>は、当社が適当と認めた本会員が、当社が定める日までに支払区分の変更の申し出を行い当社が適当と認めた場合にのみ利用できるものとします。その場合、手数料・分割支払額等については、翌月一括払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に回数指定分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に回数指定分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申し出はなかったものとします。</p> <p>③ 回数指定分割払いの指定をした後、第1回の支払い前であれば前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。</p> <p>4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月・8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回当りのカードショッピング利用代金の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割(ただし、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入)し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、<u>当社が指定した加盟店においては</u>、ボーナス支払月を夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を1回当りのカードショッピング利用代金の50%以内で指定することができます。なお、ボーナス併用分割払いの場合は、ボーナス併用月の到来時期により、実質年率が異なることがあります。</p>	<p>は、当社が適当と認めた本会員が、当社が定める日までに支払区分の変更の申し出を行い当社が適当と認めた場合にのみ利用できるものとします。その場合、手数料・分割支払額等については、翌月一括払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に回数指定分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に回数指定分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申し出はなかったものとします。</p> <p>③ <u>当社が指定した加盟店においては</u>、回数指定分割払いの指定をした後、第1回の支払い前であれば前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。</p> <p>4. <u>当社が指定した加盟店においては</u>、ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月・8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回当りのカードショッピング利用代金の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割(ただし、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入)し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、<u>一部の加盟店においては</u>、ボーナス支払月を夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を1回当りのカードショッピング利用代金の50%以内で指定することができます。なお、ボーナス併用分割払いの場合は、ボーナス併用月の到来時期により、実質年率が異なることがあります。</p>
<p>第34条(遅延損害金)</p> <p>1. 本会員がショッピングの支払金を遅滞したとき(次項の場合を除く)は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、<u>支払元金</u>に対し、年率14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、翌月一括払い・リボルビング払い以外の支払方法の場合、当該遅延損害金は、当該債務の残全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額とします。</p> <p>2. 本会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで、カード利用代金の残全額に対し、年率14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、翌月一括払い・リボルビング払い以外の支払方法の場合、当該遅延損害金は、当該債務の残全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額とします。</p>	<p>第34条(遅延損害金)</p> <p>1. 本会員がショッピングの支払金を遅滞したとき(次項の場合を除く)は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、<u>その残元金</u>に対し、年率14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、翌月一括払い・リボルビング払い以外の支払方法の場合、当該遅延損害金は、当該債務の残全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額とします。</p> <p>2. 本会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで、カード利用代金の残全額のうち<u>残元金</u>に対し、年率14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、翌月一括払い・リボルビング払い以外の支払方法の場合、当該遅延損害金は、当該債務の残全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額とします。</p>
<p>第37条(支払停止の抗弁)</p> <p>1. 会員は、次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、支払いを停止することができるものとします。ただし「割賦販売法」の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品等についてはこの限りではありません。</p> <p>① 商品等の引渡しが行なわれないとき ② 商品等に破損、汚損、故障、その他の種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合があるとき ③ その他、商品・権利または役務の販売について、加盟店に対して生じている事由があるとき</p> <p>5. 本条1項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。</p> <p>① 売買契約が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く)であるとき ② 回数指定分割払い、2回払い、ボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用による支払総額が4万円に満たないとき、およびリボルビング払いの場合で、1回のカード利用による現金価格が3万8千円に満たないとき ③ <u>日本国外においてカードを利用したとき</u> ④ 会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき</p>	<p>第37条(支払停止の抗弁)</p> <p>1. 会員は、<u>回数指定分割払い、2回払い、ボーナス一括払いおよびリボルビング払いにより購入した商品等について</u>次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、支払いを停止することができるものとします。ただし「割賦販売法」の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品等についてはこの限りではありません。</p> <p>① 商品等の引渡し、<u>提供</u>が行なわれないとき ② 商品等に破損、汚損、故障、その他の種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合があるとき ③ その他、商品・権利または役務の販売について、加盟店に対して生じている事由があるとき</p> <p>5. 本条第1項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。</p> <p>① 売買契約が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く)であるとき ② 回数指定分割払い、2回払い、ボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用による支払総額が4万円に満たないとき、およびリボルビング払いの場合で、1回のカード利用による現金価格が3万8千円に満たないとき</p> <p>③ 会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき</p>
<p>第38条(キャッシングリボの利用方法)</p> <p>1. 本会員は、当社提携先の現金自動預払機等(以下「ATM等」といいます)でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより、現金を借入れることができます。家族会員が自己のカードを使用してATM等にて現金を借入れた場合は、本会員の代理人としてキャッシングサービスを利用したものとします。キャッシングサービスの利用方法については、当社が別途指定する場合があります。</p> <p>4. 前項の「取引を行う目的」は、海外キャッシングサービスの場合も同様とします。</p>	<p>第38条(キャッシングリボの利用方法)</p> <p>1. 本会員は、当社提携先のATM等でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより、現金を借入れることができます。家族会員が自己のカードを使用してATM等にて現金を借入れた場合は、本会員の代理人としてキャッシングサービスを利用したものとします。キャッシングサービスの利用方法については、当社が別途指定する場合があります。</p>
<p>第39条(キャッシングリボの利率および利息の計算)</p> <p>4. 毎月の利息額は、毎月の締切日(前月15日)までの日々の残高に対し1年を365日(閏年は366日)として日割計算した金額を1カ月分とし、当月の支払期日に支払うものとします。 (キャッシングリボの返済方式・期間・回数、利率等)</p>	<p>第39条(キャッシングリボの利率および利息の計算)</p> <p>4. 毎月の利息額は、毎月の締切日(前月15日)までの日々の残高に対し1年を365日(閏年は366日)として日割計算した金額を1カ月分とし、当月の支払期日に支払うものとします。 (キャッシングリボの返済方式・期間・回数、利率等)</p>

名称	返済方式	返済期間・返済回数	借入利率	名称	返済方式	返済期間・返済回数	借入利率
キャッシングリボ	元利定額 固定	1カ月～60カ月・ 1回～60回	<u>一般会員</u> 18.0% (実質年率) <u>ゴールド会員</u> 15.0% (実質年率)	キャッシングリボ	元利定額 固定	1カ月～60カ月・ 1回～60回	一般カード 18.0% (実質年率)
キャッシングリボ	元利定額 残高スライド	1カ月～60カ月・ 1回～60回		キャッシングリボ	元利定額 残高スライド	1カ月～60カ月・ 1回～60回	
〈返済例〉借入金10万円、元利定額固定返済方式、毎月返済額10,000円、実質年率18.0%の場合の返済総額は109,399円。実質年率15.0%の場合の返済総額は107,710円、返済期間・回数は共に12カ月・12回です。				〈返済例〉借入金10万円、元利定額固定返済方式、毎月返済額10,000円、実質年率18.0%の場合の返済総額は109,399円、返済期間・回数は共に12カ月・12回です。			
〈返済例〉借入金10万円、残高スライド方式、毎月返済額5,000円、実質年率18.0%の場合の返済総額は119,723円。実質年率15.0%の場合の返済総額は115,789円、返済期間・回数は共に25カ月・25回です。				〈返済例〉借入金10万円、残高スライド方式、毎月返済額5,000円、実質年率18.0%の場合の返済総額は119,723円、返済期間・回数は共に25カ月・25回です。			

第43条(書面の交付に関する承諾)

本会員は、当社が適当と認めた日から、当社が「貸金業法」第17条1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された書面、および「貸金業法」第18条1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を当社が交付することができることを承諾するものとします。

〈その他〉

大丸松坂屋カードのお客様は
 ●大丸松坂屋カード お問い合わせセンター
 ☎ 0570-088-880 大阪06-6445-3464 東京03-6627-4181
 ☎ 0570-00-8585 大阪072-686-0151
 ※商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。
 貸金業務にかかる紛争解決については、下記までご連絡願います。
 (当社が契約する指定紛争解決機関)
 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15
 電話番号 ☎ 0570-051-051

第43条(書面の交付に関する承諾)

本会員は、当社が適当と認めた日から、当社が「貸金業法」第17条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された書面を、および「貸金業法」第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を当社が交付することができることを承諾するものとします。

〈その他〉

●お問い合わせデスク
 ☎ 0570-088-880 大阪06-6445-3464 東京03-6627-4181
 ※商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。
 貸金業務にかかる紛争解決については、下記までご連絡願います。
 (当社が契約する指定紛争解決機関)
 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15
 電話番号 ☎ 0570-051-051

(2024年4月改定)

個人情報の取扱いに関する重要事項

変更前	変更後
<p>第1条(個人情報の取得・保有・利用・委託) 1. 会員(本重要事項において申込者を含む。以下同じ)は、本契約(本申込を含む。以下同じ)を含むJFRカード株式会社(以下「当社」といいます)との各種取引(以下「各取引」といいます)の与信判断および与信後の管理ならびに各種サービスの提供のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます)を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。</p> <p>① 属性情報 各取引所定の申込書(WEB上の申込書を含む)に会員が記載した会員の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、住居状況、家族構成、勤務先、勤務先電話番号、学校、運転免許証番号、メールアドレス(ショートメッセージサービスが利用可能な電話番号を含む)、年収等の属性に関する情報 なお、これらの情報に変更が生じた場合(会員の申告による場合のほか、⑦又は⑧に基づき当社において情報を変更した場合を含む)の変更後の情報および会員からの問合せにより当社が知り得た情報を含みます。</p> <p>② 契約情報 申込日、契約日、カード番号、大丸松坂屋お客様ID、利用枠、暗証番号、支払口座に関する情報</p> <p>③ 利用情報 各取引に関する利用日、購入商品、提供サービス名、利用金額、利用加盟店などのカードの利用に関する情報</p> <p>④ 取引情報 各取引に関する返済回数、返済金額、支払開始後の利用残高、キャッシング残高、月々の支払状況などのカードの取引に関する情報、その他取引に関する情報(取引の際に使用した機器に関する情報、購入画面等に入力した情報、利用加盟店におけるお客様の情報)</p> <p>⑤ 信用情報 各取引に関する会員の返済または支払能力を調査するため、または支払途上における会員の返済または支払能力を調査するため、当社が取得した他のクレジット等の利用履歴および過去の債務の返済状況に関する情報</p> <p>⑥ 本人確認情報 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、「貸金業法」、「割賦販売法」に基づく本人確認書類に記載された情報</p> <p>⑦ 住民票記載情報 各取引の規約等に基づき、与信判断および与信後の管理のためまたは本人特定事項の確認のため、当社が必要と認めた場合に会員の住民票を当社が取得し、利用して得た情報</p> <p>⑧ 年収証明書等の情報 各取引に関する会員の支払能力を調査するため、会員の源泉徴収票、所得証明書等の提出を受け収入等の確認をすることによって得た情報</p> <p>⑨ 音声・映像等の記録情報 問い合わせ等の通話および防犯上録画された映像等の記録情報</p> <p>⑩ WEBサービス・アプリ等の情報 当社が運営する各種WEBサービス、各種アプリにおいて、会員が登録または届出た情報、ログイン、利用する際のIPアドレス・ブラウザ情報およびGPS機能を用いて取得した位置情報等</p> <p>⑪ 公開情報 官報や電話帳等一般に公開されている情報</p> <p>⑫ 電話の有効性情報 届出電話の過去5年間の有効性(通話可能か否か)に関する情報</p>	<p>第1条(個人情報の取得・保有・利用・委託) 1. 会員(本重要事項において申込者を含む。以下同じ)は、本契約(本申込を含む。以下同じ)を含むJFRカード株式会社(以下「当社」といいます)との各種取引(以下「各取引」といいます)の与信判断および与信後の管理ならびに各種サービスの提供のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます)を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。</p> <p>① 属性情報 各取引所定の申込書(WEB上の申込書を含む)に会員が記載した会員の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、住居状況、家族構成、勤務先、勤務先電話番号、学校、運転免許証番号、メールアドレス(ショートメッセージサービスが利用可能な電話番号を含む)、年収等の属性に関する情報 なお、これらの情報に変更が生じた場合(会員の申告による場合のほか、⑦または⑧に基づき当社において情報を変更した場合を含む)の変更後の情報および会員からの問い合わせにより当社が知り得た情報を含みます。</p> <p>② 契約情報 申込日、契約日、カード番号、お客様ID等、利用枠、暗証番号、支払口座に関する情報</p> <p>③ 利用情報 各取引に関する利用日、購入商品、提供サービス名、利用金額、利用加盟店などのカードの利用に関する情報</p> <p>④ 取引情報 各取引に関する返済回数、返済金額、支払開始後の利用残高、キャッシング残高、月々の支払状況などのカードの取引に関する情報、その他取引に関する情報(取引の際に使用した機器に関する情報、購入画面等に入力した情報、利用加盟店におけるお客様の情報)</p> <p>⑤ 信用情報 各取引に関する会員の返済または支払能力を調査するため、または支払途上における会員の返済または支払能力を調査するため、当社が取得した他のクレジット等の利用履歴および過去の債務の返済状況に関する情報</p> <p>⑥ 本人確認等の情報 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、「貸金業法」、「割賦販売法」に基づく本人確認書類に記載された情報、取引を行う目的、在留資格に関する情報等の情報、本契約に基づき届け出られた情報</p> <p>⑦ 住民票記載情報 各取引の規約等に基づき、与信判断および与信後の管理のためまたは本人特定事項の確認のため、当社が必要と認めた場合に会員の住民票を当社が取得し、利用して得た情報</p> <p>⑧ 年収証明書等の情報 各取引に関する会員の支払能力を調査するため、会員の源泉徴収票、所得証明書等の提出を受け収入等の確認をすることによって得た情報</p> <p>⑨ 音声・映像等の記録情報 問い合わせ等の通話および防犯上録画された映像等の記録情報</p> <p>⑩ WEBサービス・アプリ等の情報 会員等のWEB(アプリ、アフィリエイトサイトを含む)上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報(IPアドレス等)等</p> <p>⑪ 公開情報 官報や電話帳等一般に公開されている情報</p> <p>⑫ 電話の有効性情報 届出電話の過去5年間の有効性(通話可能か否か)に関する情報</p>
<p>第2条(個人情報の利用) 会員は、第1条1項に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条1項①②③④の個人情報を利用することに同意するものとします。</p> <p>① 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれらに付随する事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p> <p>② 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれらに付随する事業における市場調査、商品開発</p> <p>③ 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれらに付随する事業における宣伝物・印刷物の送付および電話による勧誘等の営業案内、また当該業務を提携する会社に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、業務の遂行に必要な範囲において、会員の個人情報を委託先に預託すること</p>	<p>第2条(個人情報の利用) 会員は、第1条1項に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条1項①②③④⑤⑩の個人情報を利用することに同意するものとします。</p> <p>① 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれらに付随する事業における新商品または既存の関連商品および関連するサービスの提供</p> <p>② 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれらに付随する事業におけるマーケティング分析、市場調査、商品開発</p> <p>③ 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれらに付随する事業における宣伝物・印刷物の送付および電話による勧誘等の営業案内その他の販売促進活動(会員の閲覧履歴、商品購買履歴等を統合的に分析して、お客様ごとにパーソナライズしたご提案を行うことを含みます)、また当該業務を提携する会社に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、業務の遂行に必要な範囲において、会員の個人情報を委託先に預託すること</p>

<p>④ 加盟店等から提供を受けた商品情報、生活情報の案内</p> <p>※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ (https://www.jfr-card.co.jp/)に常時掲載しております。</p>	<p>と</p> <p>④ 加盟店その他の第三者から受託して行う当該第三者の事業に関する宣伝印刷物の送付等営業案内、当該第三者から提供を受けた商品情報、生活情報の案内</p> <p>※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ (https://www.jfr-card.co.jp/)に常時掲載しております。</p>
<p>第4条(個人情報の共同利用) 会員は、当社が下記の目的のために第1条1項①②(カード番号、利用枠、暗証番号、支払口座を除く)③の個人情報を、保護措置を講じたうえで株式会社大丸松坂屋百貨店ほかJ.フロントリテイリンググループ各社(以下「共同利用会社」といいます)に提供し、共同利用会社が利用することに同意します。具体的な企業名および事業内容は当社ホームページ(https://www.jfr-card.co.jp/)をご覧ください。第8条の問合せ窓口にご連絡ください。</p> <p>【個人情報を利用する目的】 ① 百貨店事業、ショッピングセンター事業、通信販売事業、飲食店事業等における商品の発送、商品情報や催事情報をお知らせする宣伝物・印刷物の送付・電話・WEB等による営業案内、関連するアフターサービスのための利用 ② 百貨店事業、ショッピングセンター事業、通信販売事業、飲食店事業等における市場調査・商品開発・キャンペーン企画のための利用 ③ カードの機能、ポイントサービス、付帯サービス等を提供するための利用 ④ 会員の不利益にならない場合であって、緊急を要する連絡の必要がある時の利用 なお、新たに共同利用会社が追加変更された場合には、当社指定の方法によって公表または通知します。</p> <p>【共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称】 JFRカード株式会社</p>	<p>第4条(個人情報の共同利用) 1. 会員は、当社が次項に規定する目的のために、第1条第1項①②(カード番号、利用枠、暗証番号、支払口座を除く)③の個人情報を、保護措置を講じたうえで、グループ統合データベースによるお客様の個人情報の取扱いをはじめとして、J.フロントリテイリンググループ各社(以下「グループ各社」といいます)と個人情報を共同利用することについて同意します。具体的な企業名および事業内容はホームページ(https://www.j-front-retailing.com/company/group.php)をご覧ください。第8条の問い合わせ窓口にご連絡ください。 2. 個人情報を共同利用する目的は以下のとおりです。 (1) ① ニュースリリース、IR情報など、当社およびグループ各社の企業情報のお知らせのため ② 商品情報、サービス情報、生活情報、各種ご優待サービス等のご案内など、当社およびグループ各社が扱う商品・サービスの販売促進活動(会員の閲覧履歴、商品購買履歴等を統合的に分析して、お客様ごとにパーソナライズしたご提案を行うことを含みます)のため ③ 受注、予約、お取り置き、ご本人確認(WEBサイトやアプリ等における本人認証を含みます)、売上処理、修理加工、後日お渡し、お届け(配送)、接客、アフターサービス、各種ご優待サービスの提供など、当社およびグループ各社ならびに提携先が扱う商品・サービスの販売、およびこれに付随するサービスの提供のため ④ 当社およびグループ各社におけるお買い上げ商品・ご提供サービス、売上処理、配送、お忘れ物などについてのお問い合わせへの対応やご連絡のため ⑤ 当社およびグループ各社が取扱う外商サービスの新規入会のご案内のため ⑥ 当社およびグループ各社が扱う商品・サービスの企画・開発、店舗フロア・オンラインサイトの改善等にかかわるマーケティング調査、お客様情報の統合的分析、分析データ作成のため ⑦ お客様の安全・安心確保および防犯・迷惑行為対策のため ※緊急の場合にはお客様からお預かりしたご家族やお届け先などの情報に基づいてご連絡を差しあげることがございます。 ⑧ その他当社およびグループ各社が別途通知または公表する規約、プライバシーポリシーにおける利用目的のため (2) カードの機能、ポイントサービス、付帯サービス等を提供するため 3. 新たにグループ各社が追加変更された場合には、第1項に定めるホームページ上の記載を更新することによって公表いたします。 4. 当社が取得した個人情報の共同利用にあたっては、当社が責任を持って管理いたします。 なお、グループ各社が取得し共同利用をする個人情報の開示、訂正、削除等のお申し出をいただいた場合、必要に応じグループ各社へ連携いたします。</p> <p>【共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称、住所】 JFRカード株式会社 大阪府高槻市紺屋町2番1号 代表取締役社長 橋本 尚弥</p> <p>5. 当社は、一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センターとの間で、加盟店等から収集した会員の情報を共同利用しております。詳細はこちらをご確認ください。 https://www.jfr-card.co.jp/privacy/share/index.html</p>
<p>第6条(本重要事項に不同意の場合) 当社は、会員が本契約の申込みに必要な記載事項(申込書表面で会員が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本重要事項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第2条または第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。</p>	<p>第6条(本重要事項に不同意の場合) 当社は、会員が本契約の申込みに必要な記載事項(申込書表面で会員が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本重要事項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第2条③および第4条第2項(1)①②に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。</p>
<p>第7条(利用・提供中止の申出) 会員は、第2条および第4条による同意を得た範囲内で当社が個人情報を利用・提供している場合であっても、申し出により、それ以降の当社での利用、他社への提供の中止を申し出ることができます。この場合、当社は当該情報の利用・提供を中止するものとします。 ただし、ご利用代金明細書等の業務上必要な書類上に記載する営業案内および送付時に同封される宣伝物や印刷物については送付中止の申し出はできないものとします。</p>	<p>第7条(宣伝物・印刷物の送付等営業案内中止の申し出) 会員は、当社に、第2条③および第4条第2項(1)①②に定める宣伝物・印刷物の送付および電話等の営業案内に対する中止の申し出をすることができます。 ただし、ご利用代金明細書等の業務上必要な書類上に記載する営業案内および送付時に同封される宣伝物や印刷物については送付中止の申し出はできないものとします。</p>

	<p>また、第4条第2項(2)に定めるカードの機能、ポイントサービス、付帯サービス等を提供するための利用については中止することができません。</p>
<p>第8条(個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口) 当社に対する会員の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除の申し出、利用・提供中止の申し出、その他ご意見の申し出に関しては、下記の窓口までお願いします。</p> <p>●大丸松坂屋カード お問い合わせセンター ☎0570-088-880 大阪06-6445-3464 東京03-6627-4181 ●大丸松坂屋カード お得意様ゴールドデスク ☎0120-070-557</p> <p>●大丸松坂屋カード 大丸各店クレジットサービスセンター 梅田店 〒530-8202 大阪市北区梅田3-1-1 京都店 〒600-8511 京都市下京区四条通高倉西入立売西町79 神戸店 〒650-0037 神戸市中央区明石町40 東京店 〒100-6701 東京都千代田区丸の内1-9-1 札幌店 〒060-0005 札幌市中央区北5条西4-7 ●大丸松坂屋カード 松坂屋各店クレジットサービスセンター 名古屋店 〒460-8430 名古屋市中区栄3-16-1 上野店 〒110-8503 東京都台東区上野3-29-5 静岡店 〒420-8560 静岡市葵区御幸町10-2 ●大丸松坂屋カード QIRAフィナンシャルラウンジ 心齋橋PARCO 〒542-0085 大阪市中央区心齋橋筋1-8-3</p>	<p>第8条(個人情報の取扱いに関する問い合わせ等の窓口) 当社に対する会員の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除の申し出、利用・提供中止の申し出、その他ご意見の申し出に関しては、下記の窓口までお願いします。</p> <p>●お問い合わせデスク ☎0570-088-880 大阪06-6445-3464 東京03-6627-4181</p> <p>●各店クレジットサービスセンターはこちら https://www.jfr-card.co.jp/support/contact/#servicecenter</p>
	<p>第9条(退会後または会員資格取消後の場合) 会員規約第24条に定める退会の申し出または同第22条に定める会員資格の喪失後も、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。</p>
<p>第9条(本契約が不成立の場合) 本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条および第3条第2項①に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p>	<p>第10条(本契約が不成立の場合) 本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条および第3条第2項①に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p>
<p>第10条(条項の変更) 本重要事項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。</p>	<p>第11条(条項の変更) 本重要事項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。</p> <p style="text-align: right;">(2024年4月改定)</p>

大丸松坂屋ポイント特約

変更前	変更後
<p>第1条(ポイントの付与対象) 1. JFRカード株式会社(以下「カード会社」といいます)が発行するカード(以下「カード」といいます)で支払った、株式会社大丸松坂屋百貨店および株式会社博多大丸(以下「加盟店」といいます)での利用代金については各社が定める大丸・松坂屋のポイント(以下「ポイント」といいます)を付与します。</p>	<p>第1条(ポイントの付与対象) 1. JFRカード株式会社(以下「カード会社」といいます)が株式会社大丸松坂屋百貨店と提携して発行するカード(以下「カード」といいます)で支払った、株式会社大丸松坂屋百貨店および株式会社博多大丸(以下「加盟店」といいます)での利用代金については各社が定める大丸松坂屋ポイント(以下「ポイント」といいます)を付与します。</p> <p style="text-align: right;">(2024年4月改定)</p>

マイ・ペイすリボ会員特約

変更前	変更後
<p>第2条(カード利用代金の支払区分) 2. 本カードの弁済金(毎月支払額)は、会員規約第33条にかかわらず次の通りとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月に加算した額を支払う方法とすることができます。</p> <p>〈元金定額コース(with out方式)〉支払いコースを指定したときに指定した金額(5千円または1万円以上3万円まで1万円単位〔ゴールドは1万円以上3万円まで1万円単位〕)。ただし、当社が適当と認めた場合は4万円以上1万円単位で指定した金額。また、締切日の残高が指定した金額に満たないときはその金額)に次項に定める手数料を加算した額。</p>	<p>第2条(カード利用代金の支払区分) 2. 本カードの弁済金(毎月支払額)は、会員規約第32条にかかわらず次の通りとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月に加算した額を支払う方法とすることができます。</p> <p>〈元金定額コース(with out方式)〉支払いコースを指定したときに指定した金額(5千円または1万円以上3万円まで1万円単位。ただし、当社が適当と認めた場合は4万円以上1万円単位で指定した金額。また、締切日の残高が指定した金額に満たないときはその金額)に次項に定める手数料を加算した額。</p> <p style="text-align: right; color: red;">(2024年4月改定)</p>